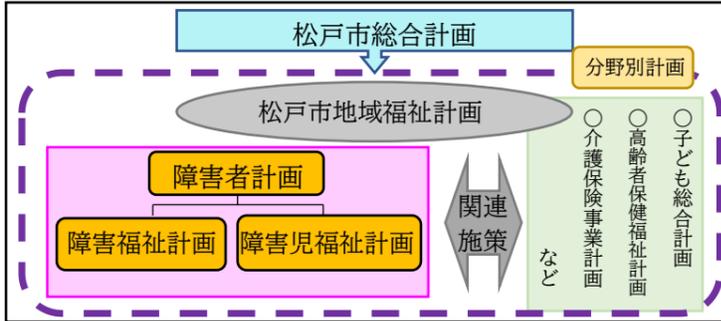


第1章 計画策定にあたって〔p1~P7〕

計画の期間 令和3年度から5年度までの3年間
 計画の位置付け

- ・障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」



計画の特徴

- ・(1)重点項目の設定 (2)目標の設定 (3)「市民参加型」障害者プランまつど

第2章 松戸市における障害のある人・子どもの現状〔p8~P38〕

- ・障害者手帳所持者数は、年々増加
- ・平成23年度に比べ、身体障害者手帳所持者は7.8%増と微増であるのに対し、療育手帳所持者は約1.5倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は約2倍
- ・18歳未満の障害者手帳所持者数は、年々増加

これまでの取組みや現状を踏まえた課題

- ・障害に対する理解や権利擁護
- ・障害の早期発見と早期療育、医療的ケア
- ・社会参加や就労
- ・相談や情報提供
- ・生活環境や災害時の対応

第3章 計画の基本的な考え方〔p39~P43〕

1 計画の基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」

—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—
 相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現をめざします。

2 計画の将来像

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」
 —地域共生社会の実現をめざして—

3 計画の基本目標

- 基本目標1 お互いに個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現
- 基本目標2 自分らしく生きがいのある生活の実現
- 基本目標3 安心して暮らせるまちの実現

第4章 施策の体系〔p44~P109〕

第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- (1) 市民意識の醸成
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 権利擁護体制の推進 **重点**

【目標】「人権を損なう経験について「特にない」と回答した人の割合（市民アンケート調査【者・児】）

【目標値】障害者 100% 障害児 100%

第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- (1) 障害の早期療育に繋げるための早期発見
- (2) 障害に応じた療育の充実
- (3) 特別支援教育等の充実
- (4) 医療的ケア児等の支援体制の整備 **重点**

【目標】「医療的ケアを実施している」と回答した事業所の割合（医療的ケア児ニーズ調査）

【目標値】11.8% (24/204)

第3節 生きがいをもった社会参加の促進

- (1) 障害のある人への就労の支援 **重点**

【目標】松戸市内の法定雇用率達成企業割合

【目標値】100%

- (2) 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援

第4節 自立した地域生活の支援

- (1) 障害の原因となる傷病の予防と治療
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 生活の安定のための支援
- (4) 相談支援体制の充実 **重点**

【目標】「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合（市民アンケート調査【者】）

【目標値】50%

- (5) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第5節 安全安心なまちづくりの推進

- (1) 生活しやすいまちづくり
- (2) 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 **重点**

【目標】避難行動要支援者名簿貸出件数

【目標値】100件

第6章 計画の推進に向けて〔p151~P153〕

- 1 関係機関等との連携 庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との情報の共有による連携強化 松戸市地域自立支援協議会と連携し、障害のある人の支援体制構築 など
- 2 新たな計画の普及・定着の推進 重点施策を設定し、効果的な施策の展開、担当課との連携強化、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割の周知
- 3 計画の進捗状況の点検と評価 PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理

第5章 第6期松戸市障害福祉計画／第2期松戸市障害児福祉計画〔p110~P150〕

- 1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性
 - (1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
 - (3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
 - (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
 - (6) 障害福祉人材の確保
 - (7) 障害のある人の社会参加を支える取組
- 2 国が定める重点施策と成果目標
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等
 - (6) 相談支援体制の充実・強化
 - (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 障害児通所支援
 - (5) 相談支援事業（個別給付支援事業）
- 4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策
 - (1) 理解促進・研修啓発事業
 - (2) 自発的活動支援事業
 - (3) 相談支援事業
 - (4) 成年後見制度利用支援事業
 - (5) 成年後見制度法人後見支援事業
 - (6) 意思疎通支援事業
 - (7) 日常生活用具給付等事業
 - (8) 手話奉仕員養成研修事業
 - (9) 移動支援事業
 - (10) 地域活動支援センター事業
- 5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策